

(参考3) 軽減税率制度実施後の価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

軽減税率制度実施後は、例えばイトインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。

このような場合の価格表示の方法については、消費者庁等から公表されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」に示されており、例えば、以下の方法があります。

【イトインスペースがある小売店の価格表示の例】

異なる税込価格を設定する場合		税込価格を統一する場合
<p>① 持ち帰り と店内飲食の両方の税込価格を表示</p> <div data-bbox="188 943 379 1173"> <p>総菜パン</p> <p>持ち帰り 162円 〔店内飲食〕 165円</p> </div> 	<p>② 店内掲示等を行うことを前提にどちらか一方のみの税込価格を表示</p> <div data-bbox="592 927 810 1025"> <p>総菜パン 162円</p> </div> <p>(店内掲示等)</p> <p>店内飲食される場合、価格が異なります。</p> 	<p>③ 持ち帰り と店内飲食を同一の税込価格で表示</p> <div data-bbox="1134 936 1422 1061">  </div> <div data-bbox="1166 1088 1422 1189"> <p>あんパン 170円</p> </div>

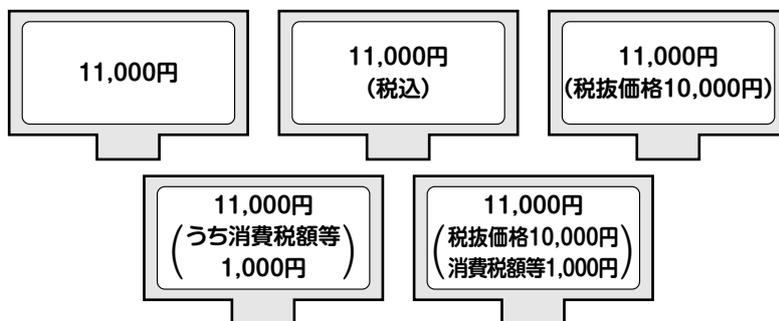
軽減税率制度の実施に伴う価格表示の方法に関するご相談は、以下で受け付けています。

消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

参考

価格表示の方法は、商品やサービス、あるいは事業者によって様々な方法がありますが、「税込価格」が明示されているかどうかポイントとなります。

【具体的な表示方法例（税率10%の場合）】



例えば…



このような表示も、税込価格が明示されていますので、「総額表示」に該当します。

※ 総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されない措置」（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。